

王寺町団体貸切バス借上料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、貸切バスを借り上げて、地域コミュニティの強化の手段として実施する活動を行う団体に対し、当該バスの利用に係る経費の一部を補助することについて、王寺町補助金等交付規則(平成18年3月王寺町規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「貸切バス」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者が運行するバスをいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、町内の単位自治会、老人会及び子ども会とする。

(交付対象事業)

第4条 補助金の交付の対象とする事業(以下「補助対象事業」という。)は、前条に掲げる者(以下「団体」という。)が貸切バスを利用して行う地域コミュニティの強化に関する活動とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、搭乗者が20名未満である場合は、補助金の交付の対象としないものとする。
- 3 補助金の交付は、1団体につき1年度に1回を限度とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、貸切バスの借上げに係る経費とする。ただし、有料自動車道の通行料、駐車場の使用料、搭乗者の保険料、団体の都合により貸切バスの借上げを取り消したことによる取消手数料その他の附帯費用を除く。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、60,000円を上限とする。

- 2 泊を伴う利用の場合にあっては、1泊2日を限度とし、2日分の費用についてそれぞれ前項に規定する補助金の額を助成するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を実施しようとする日の6か月前から1か月前までに王寺町団体貸切バス借上料補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 行程表
- (2) 貸切バスの借上料が確認できる見積書の写し
- (3) 貸切バスの搭乗者名簿

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときにあっては王寺町団体貸切バス借上料補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことを決定したときにあっては王寺町団体貸切バス借上料補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の変更)

第9条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに王寺町団体貸切バス借上料補助金変更（中止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 使用目的、目的地、搭乗者数、貸切バスの借上げ先又は借上料の額に変更が生じたとき。
- (2) バスの利用を中止するとき。

(実績報告)

第10条 交付決定団体は、事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日から30日以内に王寺町団体貸切バス借上料補助金実績報告書兼請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 貸切バスの借上げ料が分かる領収書又はその写し
- (2) 振込先通帳の写し（団体名義の通帳に限る。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(額の確定)

第11条 町長は、前条の規定による報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びそれに付した条件に適合

すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、王寺町団体貸切バス借上料補助金確定通知書により交付決定団体に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、交付決定団体の指定する金融機関の口座を通じて補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第12条 町長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の際に付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金を交付しているときは、交付決定団体に対し既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から3月間は、第7条に規定する王寺町バス借上補助金交付申請書の提出期限に係る規定は、適用しない。